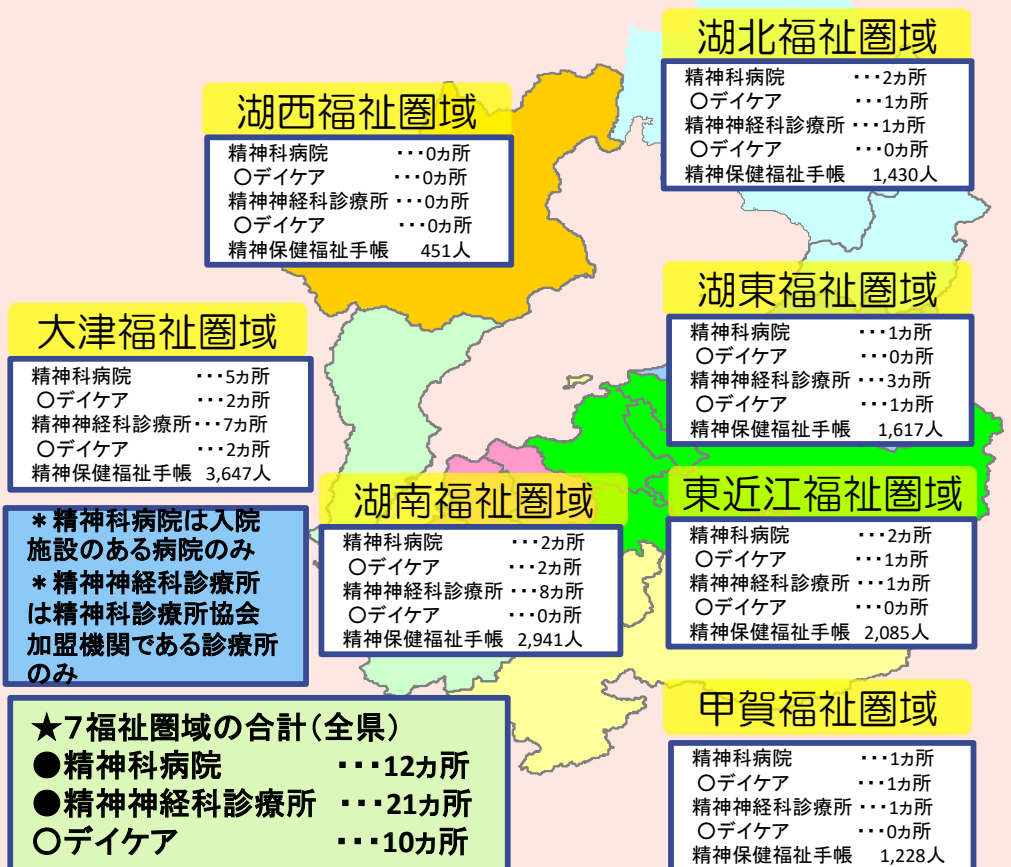


# 精神科病床数が少ない県での地域移行

滋賀県は、精神科病床数が少ない県であり、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。

# 1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

## 滋賀県



\* 精神科病院は入院施設のある病院のみ  
\* 精神神経科診療所は精神科診療所協会加盟機関である診療所のみ

★7福祉圏域の合計(全県)  
●精神科病院 ...12カ所  
●精神神経科診療所 ...21カ所  
○デイケア ...10カ所

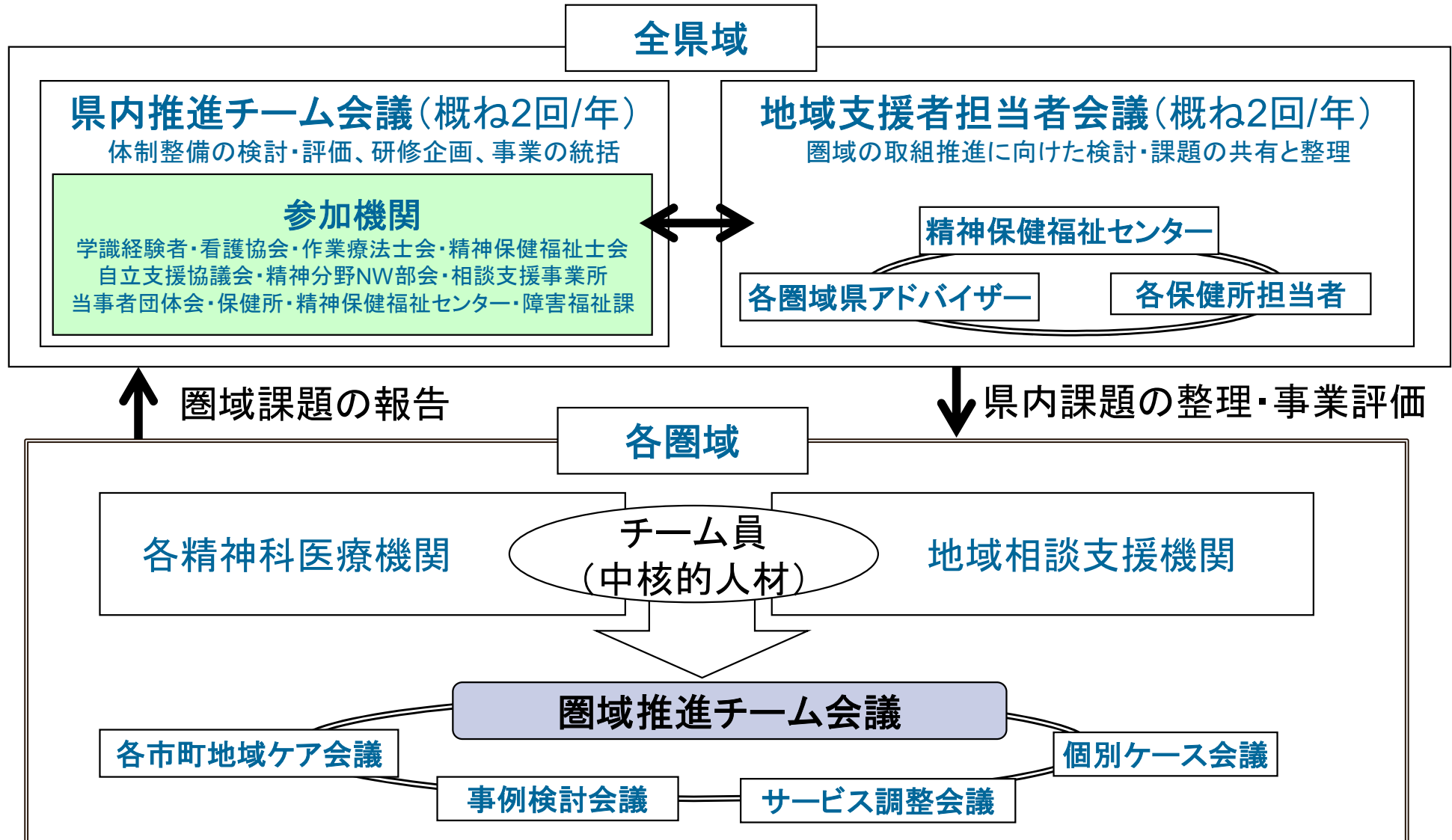
取組内容  
【人材育成の取り組み】  
・県内推進チーム会議の設置・中核的人材育成研修の開催

## 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数 (R6年4月時点)	7	カ所		
市町村数 (R6年4月時点)	19	市町村		
人口 (R6年4月時点)	1,400,910	人		
精神科病院の数 (R5年6月時点)	12	病院		
精神科病床数 (R5年6月時点)	2,249	床		
入院精神障害者数 (R5年6月時点)	合計	1,808	人	
	3か月未満 (%:構成割合)	497	人	
		27.5	%	
	3か月以上1年未満 (%:構成割合)	310	人	
		17.1	%	
1年以上 (%:構成割合)	合計	1,001	人	
		55.4	%	
	うち65歳未満	290	人	
		711	人	
退院率 (R2年度時点)	入院後3か月時点	71.8	%	
	入院後6か月時点	86.0	%	
	入院後1年時点	92.5	%	
相談支援事業所数 (R5年4月時点)	基幹相談支援センター数	10	カ所	
	一般相談支援事業所数	23	カ所	
	特定相談支援事業所数	159	カ所	
保健所数 (R6年4月時点)	7	カ所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (R5年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	12	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R5年4月時点)	都道府県	有	1	カ所
	障害保健福祉圏域	有	7 / 7	カ所/障害圏域数
	市町村	有	9 / 19	カ所/市町村数

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム関連会議



# 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

滋賀における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る取組の全体像

目的 精神障害者が**住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができる**よう、医療・保健・福祉等の**関係機関の連携**の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の**医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑**に行われ、地域移行後の**日常生活が安定して送れる**ための**支援体制を構築**する。

(オ)多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築

- 児童・思春期
- 発達障害
- 依存症
- PTSD
- 高次脳機能障害
- 精神科救急医療システム
- 退院後支援計画策定推進
- 災害精神医療
- 医療観察法
- ひきこもり
- 自殺対策 ※○疾患 ●対策

疾患・対策ごとの協議の場

発達障害者支援地域協議会

依存症対策連絡協議会

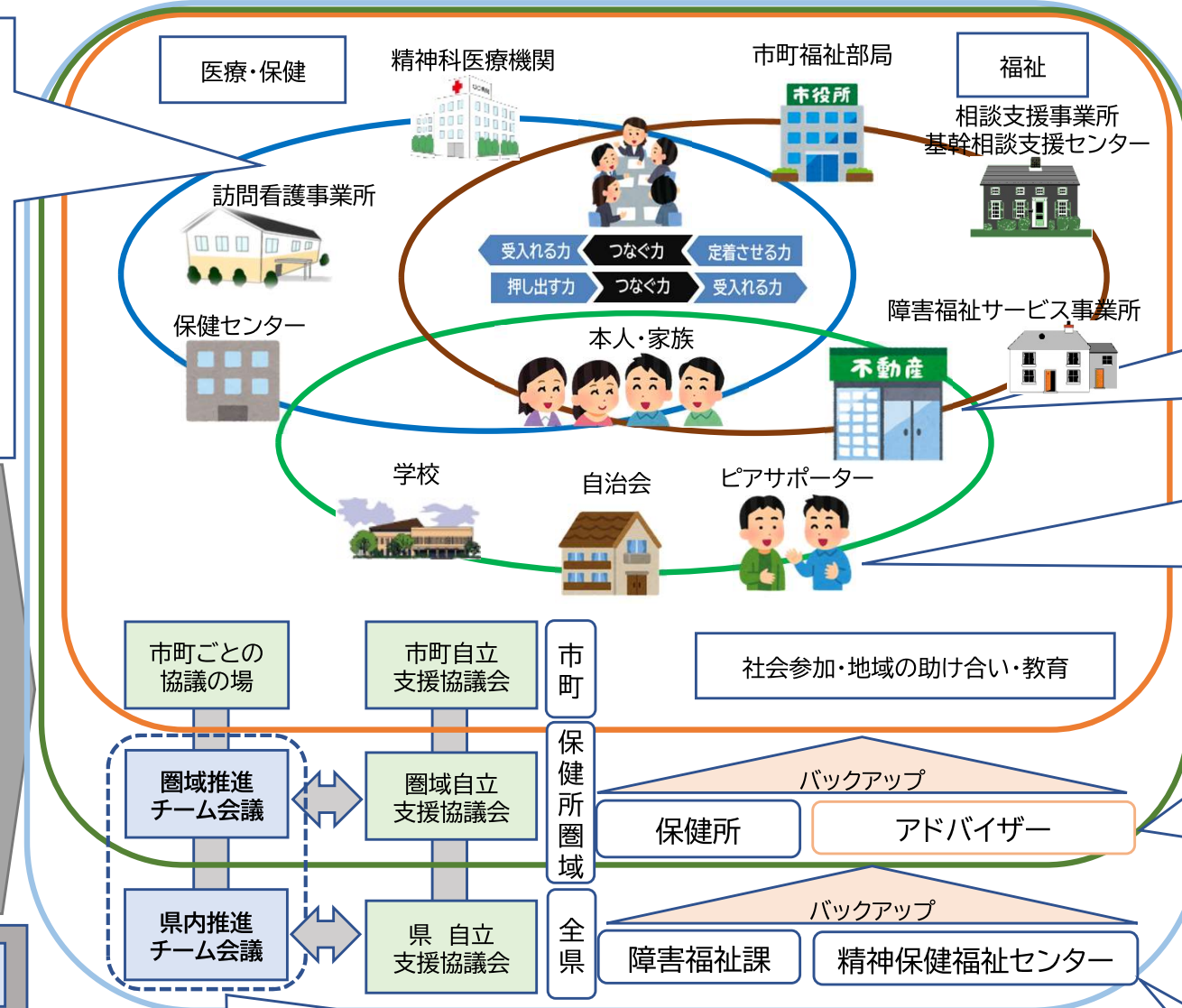
高次脳機能障害対策推進会議

精神科救急システム調整会議

自殺対策連絡協議会

滋賀県精神保健福祉審議会

精神保健福祉法第9条  
・精神保健福祉に関する事項を調査審議させるため設置



(ア)精神障害に対する正しい理解の促進

- ・ 各種啓発週間の取組
- ・ ゲートキーパー養成研修
- ・ こころの健康フェスタ

(ウ)精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保

- ・ 不動産屋、家主等への啓発
- ・ グループホーム等の県営住宅活用
- ・ 就労支援

(キ)家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用

- ・ 地域住民との交流事業
- ・ ピアサポーター活用事業
- ・ 断酒同友会、連絡会、ダルク 自死遺族の会等の連携支援
- ・ 家族会への支援

(工)相談支援体制の充実

- ・ 相談支援体制整備事業
- 各圏域にアドバイザーを配置し、圏域の体制づくりや困難事例等への助言等
- ・ 保健所を核とした体制整備

(カ)支援人材の養成

- ・ 基礎研修、スキルアップ研修
- ・ 中核的人材育成事業研修
- ・ 各分野専門研修

(イ)医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実

- ・ 滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム（中核的人材）事業
- 圏域推進チーム会議、県内推進チーム会議を開催し包括的な支援体制の推進



# 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

- 平成16年に国が策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を受けて、滋賀県では、精神障害者退院促進事業、精神障害者地域移行支援事業（平成19年度～平成23年度）、精神障害者早期支援・地域定着推進事業（平成23年度下期～平成25年度）、精神障害者在宅チーム医療体制整備事業（平成27年～平成29年）などの事業を実施。
- 平成24年の自立支援法改正により、精神科病院からの地域移行支援は、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化され、各圏域における精神障害者の地域移行に係る課題検討の場は各圏域の状況に応じて継続。
- 平成26年4月に国より示された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を受け、平成27年度より滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業において、再び全県で精神障害者の地域生活支援に係る課題等の協議の場を設置。
- 滋賀県は、全国で3番目に精神科病床数が少ない県であるため、国の目指す病床削減を目的とせず、「長期入院者が望む暮らしを実現させるための地域の受け皿作り」を通して、退院から地域生活に向けた支援の体制整備を図ることを目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図るため、平成28年度より滋賀のみならず全国的な精神保健医療福祉チーム事業に取り組んでいる。

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
国 県 計 画 等			第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画					
	第2次障害者基本計画						第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画						第5次障害者基本計画				
	淡海障害者プラン			障害者福祉しがプラン			新・障害者福祉しがプラン			滋賀県障害者プラン			滋賀県障害者プラン2021										
	H18.4障害者自立支援法						H25.4障害者総合支援法																
	H18.4精神保健福祉法改正						H26.4精神保健福祉法改正						R4.12精神保健福祉法改正										
通知	H16.9精神保健医療福祉の改革ビジョン 入院医療から地域生活中心へ ○国民の理解の深化 ○精神医療の改革 ○地域生活支援の強化						H21.9精神保健医療福祉のさらなる改革にむけて 地域を拠点とする共生社会の実現に向けて ○精神保健医療体系の再構築 ○精神医療の質の向上						H26.4良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 精神障害者に対する保健医療福祉に携			H29.2これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築			R3.3精神障害者の対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書			R4.6地域で安心して暮らせる精神保健医	
支 援 体 制 の 構 築	精神障害者退院促進支援事業（H19～） 精神障害者地域移行支援事業（H23～） 各圏域に自立支援員を配置し、地域と精神科病院等の関係機関が連携・協力し地域移行と地域生活の定着に向けた支援を実施。 ○自立支援員の配置 ○地域移行支援会議の設置 ○地域移行支援運営委員会の設置 ○障害者地域移行促進強化事業による研修会						○自立支援法改正により、地域移行支援・地域定着支援に個別給付化 ○各圏域の協議の場については各圏域の状況に応じて継続実施。						滋賀県医療と福祉の連携を推進する中核的人材育成事業（H27～） 滋賀のみならず全国的な精神保健医療福祉チーム事業（H28～） 精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう、関係機関連携の下で、精神障害のある本人および家族が安定した生活を継続するための支援を推進 ○県内推進チーム会議 ○地域精神保健医療福祉チーム研修 ○圏域推進チーム会議										
	精神障害者早期支援・地域定着推進事業 ○受療中断者、未受診者等への支援 ○事業評価連絡調整会議						精神科重症患者早期集中支援管理料（診療報酬化） 自殺ハイリスク者訪問支援懸賞事業（H26.9～） 精神障害者在宅チーム医療体制整備事業 ○受療中断者、未受診者等																
	滋賀県精神障害者相談支援体制整備事業 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進。 【H24～】 ○地域のネットワーク構築に向けた調整 ○困難事例や圏域外調整に係る支援、助言 ○専門的支援システムの立ち上げ援助 ○相談支援従事者のスキルアップに向けた助言 ○地域の社会資源の見直し、開拓に関する調整 ○地域移行支援に対する助言・指導 【R6～】 ○地域の相談支援体制の整備等の助言、調整 ○広域的課題等の課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等 ○基幹相談支援センターの設置および運営に係る助言や技術指導等 ○相談支援従事者のスキルアップ等に向けた研修会 ○協議会の設置および運営ならびに活性化に向けた助言等 ○協議会の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施																						
ピア サ ポ ー ト	精神障害者当事者活動推進事業 ○H18～H20ピアカウンセラー養成講座の開催と講座終了後の活動支援をNPO法人に委託 ○H21～H22支援センターでのピアカウンセラー活動の継続支援のための運営スタッフの養成も兼ねて継続委託。						滋賀県精神障害者退院促進支援事業 地域移行支援事業 保健所ごとに圏域内相談支援事業所に委託し、ピアサポーターの活動支援を行う。 ○ピアサポーターの活用 ○地域住民との交流事業						ピアサポートフォーラム委託 障害者ピアサポート研修委託										
	ピアサポート強化事業 ○ピア活動実施に必要な設備の整備			ピアサポートセンター等設置事業 ○センター設置や研修に係る経費																			
精神科救急システム	滋賀県精神科救急医療システム事業（～H20）						滋賀県精神科救急医療システム事業（H21～） ○目的 緊急な医療を必要とする精神障害者等の医療および保護を迅速かつ適切に行うため、精神科医療機関、保健所、精神科救急情報センター、警察および消防等関係機関の連携による精神科救急医療体制を確保すること ○対象 ①措置診察が必要と認められる精神障害者等 ②休日・夜間等における緊急な医療を必要とする精神障害者等 ○精神科救急医療施設 ○精神科救急診療所 ○身体合併症精神障害者等の診療 ○精神科救急情報センター																

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

## ＜昨年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (昨年度当初)	実績値 (昨年度末)	具体的な成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7	7	圏域自立支援協議会の精神障害関係を検討する部会をベースに会議体を構成し、精神障害者支援推進体制の整備を進めてきた。
②圏域内人材育成研修	7	7	各圏域の課題を基に研修会に取り組んだ。 (大津)重層的支援体制について・大津市メンタルヘルスに関する地域包括ケア研修 (草津)クライシスプランを活用した地域連携 (甲賀)精神疾患とピアサポートを考える (東近江)アセスメントに必要な情報と初期アセスメントについて・思春期のSOSをキャッチする！ (彦根)地域移行について考える (長浜)改正精神保健福祉法と認知症 (高島)事例検討会・アルコール関連問題従事者研修会・精神疾患のある方や家族への支援について-訪問看護ステーションの活動から-
③病院での会議または研修会の開催	7	1	病院内での会議や研修会の開催はできていない圏域が多いが、医療機関職員がすべての圏域で会議に参画している。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

1. 各圏域での体制整備の充実
2. ピア活動への参画
3. 県内の精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けてより重層的な体制の整備

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
方向性の統一(県の課題や方向性の共有)	役割の理解と具体化 具体的取組のイメージ化	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有
専門性強化のための研修・実践体系の構築	地域精神保健福祉の体制強化 行政精神保健福祉活動の強化研究	行政側	精神保健福祉担当者会議等で共有
		医療側	圏域会議等で情報共有
		事業者側	自立支援協議会等で情報共有
		関係機関・住民等	自立支援協議会等で情報共有

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (今年度末)	見込んでいる成果・効果
①圏域推進チーム会議の設置	7圏域	7圏域	検討する場の確保
②圏域内人材育成研修	7圏域	7圏域	人材育成の組織的体制整備
③病院での会議開催	1圏域	3圏域	医療機関従事者の参画

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための連携状況

### 【にも包括構築の体制】

精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制を構築する。

所管部署名	所管部署における主な業務
障害福祉課	協議の場の設置・運営

連携部署名	連携部署における主な業務
精神保健福祉センター	各保健所のバックアップ・人材育成等
各保健所	圏域における精神保健に関する相談・訪問指導、圏域の体制整備に係る協議の場の設置・運営

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	保健所が中心となって、圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場を設置・運営	保健所の保健師が個別ケースを通して地域診断を実施することで、地域課題の早期発見につながっている。
医療	圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場に参加	病院関係者が障害福祉サービス等事業者、行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できるようになっている。
福祉	圏域内の保健・医療・福祉関係者が集まり、情報共有や課題検討を行う協議の場に参加	病院関係者と行政の間で、個別ケースを通して情報交換や意思疎通がスムーズに実施できるようになっている。
その他関係機関・住民等		



## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項等(課題・強み等)
滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム 県内推進チーム会議	学識経験者・看護協会・作業療法士会・精神保健福祉士会 自立支援協議会・精神分野NW部会・相談支援事業所 当事者団体・保健所・精神保健福祉センター・障害福祉課	1～2回/年	体制整備の検討・評価、研修企画、事業の統括	・保健、医療、福祉で顔の見える関係を築くことを目標とする。
地域支援者担当者会議	保健所・圏域アドバイザー・精神保健福祉センター・障害福祉課	1～2回/年	圏域の取組推進に向けた検討・課題の共有と整理	・各圏域の状況や課題の共有・整理を行うことを目標とする。
圏域推進チーム会議	保健所・精神保健福祉センター・精神科医療機関・地域支援事業所	4～12回/年	各圏域の体制整備の検討・評価、研修企画	・個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握、整理が行える。

【その他事項】 ※協議の場運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載ください

## 8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール（今年度）

短期目標 (今年度)	これまでの取組を継続することに加えて、精神保健福祉法改正に伴い創設された入院者訪問支援事業を実施すること	
スモール ステップ	入院者訪問支援事業実務者会議・推進会議・養成研修の実施	
時期(月)	実施内容	具体的な取組
R6年 6月	第1回アドバイザー及び都道府県等担当者合同会議	国の制度や動向について
R6年 6月	精神保健福祉担当者会議	保健所担当者と国や県の動向について共有し意見交換
R6年 7月	入院者訪問支援事業実務者会議	入院者訪問支援事業の実施に向けた課題等の検討
R6年 9月	入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修	入院者訪問支援事業訪問支援員を養成するための研修
R6年11月	地域精神保健医療福祉チーム研修	心のサポーター養成講座の実施
R7年 1月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム担当者会議	各保健所で開催されている会議の開催状況や体制構築に係る課題等の共有、検討
R7年 2月	滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉推進チーム会議	全県の精神保健医療福祉体制整備に係る課題の検討・取組の評価